

令和 6 年度個人住民税(市民税・県民税)・森林環境税について

三 木 市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、『令和 6 年度個人住民税(市民税・県民税)・森林環境税納税通知書』を送付します。
この令和 6 年度個人住民税・森林環境税は前年中(令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日)の所得金額等をもとに算定されています。

1 令和 6 年度税制改正について

- (1) 森林環境税の創設
森林環境税とは、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、令和 6 年度から課税される国税です。個人住民税均等割と併せて年額 1,000 円が課税されます。
なお、東日本大震災復興基本法に基づき、平成 26 年度から臨時的に年額 1,000 円が均等割に加算されていましたが、この臨時的措置は令和 5 年度課税をもって終了しました。
- (2) 個人住民税の定額減税
賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和 6 年度個人住民税の減税を実施します。
- ア 対象者
令和 6 年度個人住民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下の方
※非課税者及び個人住民税均等割・森林環境税のみ課税される納税義務者は対象外です。
- イ 減税額
納税義務者の所得割額から、次の合計額を減税します。ただし、算出した合計額が所得割額を超える場合は、所得割額が減税の限度額となります。
- (ア) 本人 1 万円
(イ) 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く)1 人につき 1 万円
- ウ 減税の実施方法
(ア) 普通徴収(納付書等で納付)の場合
「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第 1 期分(令和 6 年 7 月 1 日納期限分)の税額から控除し、第 1 期分から控除しきれない場合は、第 2 期分(令和 6 年 9 月 2 日納期限分)以降の税額から、順次控除します。
(イメージ)
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 第 1 期 | 第 2 期 | 第 3 期 | 第 4 期 |
|-------|-------|-------|-------|
- ↓
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 減税分 | 第 2 期 | 第 3 期 | 第 4 期 |
| 第 1 期 | | | |
- (イ) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合
「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和 6 年 10 月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和 6 年 12 月分以降の特別徴収税額から、順次控除します。
(イメージ)
- | | | | | | | |
|---------|---|---|----|----|------|--|
| 仮特別徴収税額 | | | | | | |
| R6.4 | 6 | 8 | 10 | 12 | R7.2 | |
- ↓
- | | | | | | | |
|------|---|---|-----|----|------|--|
| | | | 減税分 | | | |
| R6.4 | 6 | 8 | 10 | 12 | R7.2 | |

- (3) 令和 6 年能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特例措置について
令和 6 年能登半島地震による住宅や家財などの損害について、令和 6 年度分の個人住民税で雑損控除の適用が可能となりました。
- (4) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一
上場株式等の配当所得等や譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税と異なる課税方式を選択することができましたが、令和 6 年度からは、所得税の課税方式と一致させることになりました。そのため、令和 5 年分以降の所得について、所得税と個人住民税・森林環境税で異なる課税方式を選択することはできません。
- (5) 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
留学生や障がい者、送金関係書類において 38 万円以上の送金等が確認できる者を除く年齢 30 歳以上 70 歳未満の国外居住者について、令和 6 年度の個人住民税・森林環境税より扶養控除の適用対象から除外されます。

2 個人住民税・森林環境税が課税される方

- (1) 令和 6 年 1 月 1 日現在三木市内に住所を有する方が納税義務者となります。
令和 6 年 1 月 2 日以降に他の市町村に転出された場合でも、令和 6 年度個人住民税・森林環境税は三木市に納めていただきます。
- (2) 令和 6 年 1 月 1 日現在三木市内に事業所・家屋敷を有し(所有権の有無ではない)、一定額以上の所得がある方は、地方税法第 294 条第 1 項第 2 号及び三木市税条例第 23 条第 1 項第 2 号の規定により、三木市内に住所を有していなくても、納税義務者となります。応益性の見地から個人住民税均等割(4,800 円)が課税されます。

3 個人住民税・森林環境税が課税されない方

- (1) 以下に該当する方には、個人住民税・森林環境税は課税されません。

- ア 前年中において所得を有しなかった方
イ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
ウ 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の方
エ 前年の合計所得金額が次の計算により求めた額以下の方
所得 ≤ 28 万円 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数) + 10 万円
〔控除対象配偶者又は扶養親族があるときは 168,000 円加算〕
- (2) 以下に該当する方には、個人住民税所得割は課税されません。
前年の総所得金額等の合計額が次の計算により求めた額以下の方
所得 ≤ 35 万円 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数) + 10 万円
〔控除対象配偶者又は扶養親族があるときは 320,000 円加算〕

※上記の扶養親族には、16 歳未満の扶養親族も含まれます。

4 計算方法

令和 6 年度の個人住民税・森林環境税は前年中の所得をもとにして次の方式により計算したものです。

- (1) 個人住民税
個人住民税には、市民の皆さまに均等に負担していただく『均等割』と、所得に応じて負担していただく『所得割』があります。
- ア 均等割額(年額)
市民税・・・3,000 円 県民税・・・1,800 円
※県民税均等割のうち 800 円は、森林や都市の緑の保全・再生のために使われる『県民緑税』です。
- イ 所得割の税率

					市民税	県民税	
総 合 課 税 分					6%	4%	
分 離 課 税 分	短期譲渡所得	一般分			5.4%	3.6%	
		軽減分			3%	2%	
	長期譲渡所得	一般分			3%	2%	
		特定分	2,000 万円以下の部分			2.4%	1.6%
			2,000 万円超の部分			3%	2%
		軽減分	6,000 万円以下の部分			2.4%	1.6%
			6,000 万円超の部分			3%	2%
	株式等の譲渡所得	一般株式等			3%	2%	
		上場株式等			3%	2%	
上場株式等の配当所得等					3%	2%	
先物取引の雑所得等					3%	2%	

- (2) 森林環境税(年額)
1,000 円
- (3) 税額の計算方法
 $\text{総所得金額} - \text{所得控除合計} = \text{課税総所得金額}$ (1,000 円未満切り捨て)
 $\text{課税総所得金額} \times \text{税率} = \text{税額控除前所得割額}$
 $\text{税額控除前所得割額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$
 $\text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{森林環境税額} = \text{年税額}$ (100 円未満切り捨て)
※分離課税所得がある場合、異なる計算方法になります。

《参考 1》給与と所得の計算方法

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
か ら	ま で		
550,999 円まで		0 円	
円	円	給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を控除した額	
551,000	1,618,999	1,069,000 円	
1,619,000	1,619,999	1,070,000 円	
1,620,000	1,621,999	1,072,000 円	
1,622,000	1,623,999	1,074,000 円	
1,624,000	1,627,999	1,074,000 円	
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額：A)	「A × 2.4 + 100,000 円」で求めた金額
1,800,000	3,599,999		「A × 2.8 - 80,000 円」で求めた金額
3,600,000	6,599,999		「A × 3.2 - 440,000 円」で求めた金額
6,600,000	8,499,999	「収入金額 × 90% - 1,100,000 円」で求めた金額	
8,500,000 円以上		「収入金額 - 1,950,000 円」で求めた金額	

※所得金額調整控除の適用がある場合は、控除後の金額が給与所得になります。

☆所得金額調整控除

- ア 給与収入が 850 万円を超え本人が特別障害者に該当、又は 23 歳未満の扶養親族がいる、又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族がいる場合、所得金額調整控除が適用されます。
【所得金額調整控除 = (給与収入 - 850 万円) × 0.1】
※給与収入が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円として計算します。
- イ 給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合、所得金額調整控除が適用されます。
【所得金額調整控除 = 給与所得 + 公的年金に係る雑所得 - 10 万円】
※給与所得・公的年金に係る雑所得がそれぞれ 10 万円を超える場合はそれぞれ 10 万円として計算します。
※ア、イの両方に該当する場合、アの控除後にイを控除します。

《参考 2》公的年金等にかかる雑所得の計算方法
※計算結果がマイナスの場合、所得金額は 0 円となります。
【65 歳未満の場合：昭和 34 年 1 月 2 日以降に生まれた方】

公的年金等所得の金額			
公的年金等の収入 金額の合計額(A)	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る 合計所得金額(円)		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
1,299,999 円まで	(A) -600,000 円	(A) -500,000 円	(A) -400,000 円
1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(A)×75% -275,000 円	(A)×75% -175,000 円	(A)×75% -75,000 円
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(A)×85% -685,000 円	(A)×85% -585,000 円	(A)×85% -485,000 円
7,700,000 円から 9,999,999 円まで	(A)×95% -1,455,000 円	(A)×95% -1,355,000 円	(A)×95% -1,255,000 円
10,000,000 円以上	(A) -1,955,000 円	(A) -1,855,000 円	(A) -1,755,000 円

公的年金等所得の金額			
公的年金等の収入 金額の合計額(A)	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る 合計所得金額(円)		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
3,299,999 円まで	(A) -1,100,000 円	(A) -1,000,000 円	(A) -900,000 円
3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(A)×75% -275,000 円	(A)×75% -175,000 円	(A)×75% -75,000 円
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(A)×85% -685,000 円	(A)×85% -585,000 円	(A)×85% -485,000 円
7,700,000 円から 9,999,999 円まで	(A)×95% -1,455,000 円	(A)×95% -1,355,000 円	(A)×95% -1,255,000 円
10,000,000 円以上	(A) -1,955,000 円	(A) -1,855,000 円	(A) -1,755,000 円

(4) 税額控除

ア 調整控除額

- 所得税と個人住民税の人的控除の額の差(詳細は【別表 1】をご覧ください)
による負担増を調整するため、個人住民税所得割額から減額します。
- (ア) 個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の方
次のいずれか少ない金額の 5% (市民税 3%、県民税 2%)
- a 人的控除額の差の合計額
b 個人住民税の合計課税所得金額
- (イ) 個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の方
{人的控除額の差の合計額－(個人住民税の合計課税所得金額－200 万円)}
×5% (市民税 3%、県民税 2%)
ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円になります。
※合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用されません。

イ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン特別控除)

- (ア) 対象者
令和 5 年分の所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税
において控除しきれなかった金額がある方
- (イ) 控除される額 【控除割合 市民税 3:県民税 2】
次のいずれか少ない額が個人住民税所得割額から控除されます。ただし、
居住年が平成 26 年 4 月から令和 3 年まで(地方税法附則第 61 条の規定の
適用がある場合は令和 4 年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例
取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、
「5%」を「7%」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した額
となります。
- a 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額
b 所得税の課税総所得金額等×5%(最高 97,500 円)

ウ 寄附金税額控除

- (ア) 対象となる寄附金
- a 都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
※「ふるさと納税」として被災地の県や市町村に直接寄附する場合や、
日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府などに義援金として寄附し
た場合も対象となります。
- b 兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金
c 兵庫県が条例で指定した認定 N P O 法人等に対する寄附金
(県民税のみ対象。市民税は対象外。)
- (イ) 税額控除額の計算方法【控除割合 市民税 3:県民税 2】
- a、b、c の合計額が個人住民税所得割額から控除されます。
(控除対象寄附金額は総所得金額等の 30%が上限)
- a 基本控除額：(寄附金額－2,000 円)×10%
b 特例控除額：都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のみ適用
(寄附金額－2,000 円)×《計算表》の該当する割合
(個人住民税所得割額の 20%が上限)
c 申告特例控除額：ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場
合に加算
特例控除額×《計算表》の該当する加算割合

《計算表》		
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合	加算割合
0 円以上 195 万円以下	84.895%	5.105／84.895
195 万円を超え 330 万円以下	79.79%	10.21／79.79
330 万円を超え 695 万円以下	69.58%	20.42／69.58
695 万円を超え 900 万円以下	66.517%	23.483／66.517
900 万円を超え 1,800 万円以下	56.307%	33.693/56.307
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	49.16%	
4,000 万円超	44.055%	
0 円未満(課税山林・退職所得金額を有しない場合)	90%	—
0 円未満(課税山林・退職所得金額を有する場合)	地方税法に 定める割合	

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の注意点

確定申告書又は住民税申告書を提出した場合や 5 を超える地方団体に申告特例
の申請を行った場合等は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされま
すので、確定申告等で寄附金控除の申告が必要です。

エ 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が控
除されます。

配当所得の種類		※	市民税	県民税
剰余金の配当等に係る配当所得		(ア)	1.6%	1.2%
		(イ)	0.8%	0.6%
特定証券投資信託の収益 の分配に係る配当所得	外貨建等証券 投資信託以外	(ア)	0.8%	0.6%
		(イ)	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	(ア)	0.4%	0.3%
		(イ)	0.2%	0.15%

※(ア) 課税所得金額が 1,000 万円以下の部分

(イ) 課税所得金額が 1,000 万円超の部分

オ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

特定配当及び特定株式等譲渡所得金額について申告した場合に、以下の割合で
個人住民税所得割額から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

なお、個人住民税所得割額から控除することができなかった配当割額・株式等
譲渡所得割額があった場合、当該金額は個人住民税均等割・森林環境税に充当さ
れます。また、充当することができなかった場合は、別途還付等されます。

《参考 3》上場株式等に係る配当所得の申告分離課税
上場株式に係る配当所得について、総合課税方式と申告分離課税方式を選択でき
ます。

- (ア) 総合課税方式の特徴
- a 配当控除がある
b 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算不可
c 税率は個人住民税 10%、所得税は 5～45%
- (イ) 申告分離課税方式の特徴
- a 配当控除がない
b 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算可
c 税率は個人住民税 5%、所得税 15%

※いずれの場合も所得税には、復興特別所得税(基準所得税額×2.1%)が加
算されます。

5 納税の方法について

個人住民税・森林環境税の納税方法には、『給与からの特別徴収』、『公的年金から
の特別徴収』及び『普通徴収』の 3 種類があります。

- (1) 『給与からの特別徴収』
毎年 6 月～翌年 5 月までの 12 回に分けて事業主が毎月の給与から差し引
いて、三木市に納める方法です。
- (2) 『公的年金からの特別徴収』
年金に係る個人住民税・森林環境税を年金から差し引いて、三木市に納め
る方法です。

ア すでに年金特別徴収の方(特別徴収 2 年目以降)

月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
	【仮徴収】			【本徴収】		
徴収方法	特別徴収(年金からの天引き)					
税額	すでに通知している納付額			今年度の税額から 4～8 月に徴収した税額を引いた額の 1/3 ずつ		

イ 10 月から年金特別徴収となる方(特別徴収初年度)

期・月	第 1 期	第 2 期	10 月	12 月	2 月
徴収方法	普通徴収(納付書等)		特別徴収(年金からの天引き)		
税額	年税額の 1/4 ずつ		年税額の 1/6 ずつ		

- (ア) 公的年金からの特別徴収の対象者
前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日において
公的年金等を受給されている 65 歳以上の方。ただし、次のいずれかに該当
する方は対象外となります。
- a 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
b 特別徴収される公的年金の年間給付額が 18 万円未満の方
c 特別徴収される個人住民税・森林環境税が公的年金から引ききれない方

- (イ) 市外に転出された方の特別徴収
次のとおり、転出時期に応じて公的年金からの特別徴収を継続します。
- | 転出時期 | 公的年金からの特別徴収 |
|-----------|--|
| 1/1～3/31 | 転出された年度の翌年度の仮徴収(8月)まで継続
本徴収は停止するので、第3期・4期の普通徴収により納付 |
| 4/1～12/31 | 転出された年度の特別徴収(翌年の2月)まで継続 |
- ウ 公的年金からの特別徴収税額が変更になった方
年度途中で公的年金からの特別徴収税額が変更になった場合であっても、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続になります。
- エ 年金特別徴収の徴収方法の注意事項
- (ア) 税額が前年度よりも減額になり、仮徴収で年税額を完納できる場合等は仮徴収の金額で徴収し、過納金がある場合は、後日還付(充当)通知書をお送りします。
- (イ) 年度途中で年金特別徴収が停止になった場合や、本年度の本徴収額がない場合、翌年度の個人住民税・森林環境税の徴収方法は、上記特別徴収初年度と同様の方法となります。
- オ 公的年金からの特別徴収の対象となる税額
- (ア) 65歳未満の方
- a 給与と公的年金がある方
個人住民税・森林環境税を給与から天引きされている方の公的年金等に係る税額は、原則給与からの特別徴収となります。
なお、給与所得と年金所得がある方(65歳未満)で、3月15日までの確定申告または住民税申告にて給与・公的年金等以外の所得に係る税額の納付方法を普通徴収に選択されている場合、公的年金等に係る税額は、普通徴収となります。
- (イ) 65歳以上の方
- a 給与と公的年金がある方
公的年金等に係る税額は、年金から特別徴収となります。給与所得に係る税額は、給与からの特別徴収又は普通徴収となります。
- b 公的年金と給与以外の所得がある方
公的年金等に係る税額は年金から特別徴収となります。給与以外の所得に係る税額は、普通徴収となります。
- (3) 『普通徴収』
納付書等で、6月末・8月末・10月末・1月末の4回に分けて金融機関等で納める方法です。

現在、『普通徴収』で会社勤めの方は、『給与からの特別徴収』に変更することができます。その場合、納税通知書を勤務先の給与担当者に提示し、給与担当者を通じて、税務課へご連絡ください。ただし、65歳以上の方の公的年金所得に係る税額については、給与からの特別徴収を行うことはできません。

6 勤務先を退職等された方へ

会社等に勤務されている方の個人住民税・森林環境税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれ、事業主が三木市へ納付することになっています『給与からの特別徴収』。退職等の理由により、勤務先の給与から個人住民税・森林環境税を差し引くことができなくなった場合は、未納額を個人が納付書等で納付していただくことになります『普通徴収』。なお、普通徴収の納期は4回(6月末・8月末・10月末・1月末)に分かれており、退職月の翌月以降に到来する納期において、未納額を納付していただきます。
(例)年税額240,000円の方が8月末で退職した場合は、第3期・4期の2回で未納額180,000円を納付していただきます。

【特別徴収：8月末退職のため、9月以降給与から特別徴収ができない】

徴収済額			未納額								
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
6万円			18万円								

【退職後：納付書等で納付する額】

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納付額	—	—	9万円	9万円
納期限	6月末	8月末	10月末	1月末

7 一般的なご質問

Q1 今は三木市に住んでいないのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？
A1 個人住民税・森林環境税は、1月1日現在居住している市町村で、その年度分が課税されます。このため1月2日以降に三木市から他の市町村に転出された場合も、今年度の個人住民税・森林環境税は三木市で課税されます。新しい住所地の市町村では、翌年度から課税されます。

Q2 去年は働いていましたが、現在は無職なのに納税通知書が届いたのはなぜですか？
A2 今年度の個人住民税・森林環境税は前年中の所得に対して課税されます。そのため、現在無職であっても納付していただくことになります。

Q3 本人は死亡しているのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？
A3 納税義務者であるかどうかは、その年度の1月1日時点で判断します。納税義務者が1月2日以降に死亡された場合、納税義務は消滅するのではなく、その方の相続人に継承されます。

Q4 配偶者のパート収入が103万円以下なら税金はかからないのですか？
A4 所得税は課税されませんが、個人住民税・森林環境税は課税されます。個人住民税・森林環境税が課税されない所得の基準額は38万円以下なので、収入として93万円を超えると個人住民税・森林環境税が課税されることになります。

《参考4》

配偶者のパート収入	納税義務者の配偶者控除	納税義務者の配偶者特別控除	配偶者自身の税金		
			個人住民税		森林環境税
			所得割	均等割	
93万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない	かからない
93万円超 100万円以下				かかる	かかる
100万円超 103万円以下					
103万円超 201万6千円未満	受けられない	受けられる	かかる	かかる	かかる
201万6千円以上		受けられない			

Q5 年金から特別徴収(天引き)するかどうかを、選択することができますか？
A5 本人による選択は認められていません。地方税法により、個人住民税・森林環境税が課税される年度の4月1日現在65歳以上の方の公的年金所得に係る個人住民税・森林環境税については、特別徴収の方法によって徴収するものとされています(特別徴収される公的年金受給額が年額18万円未満である場合等は除く)。しかし次のような場合、公的年金からの特別徴収が中止されます。
・死亡した場合
・年度途中で公的年金所得に係る個人住民税・森林環境税額に変更があった場合
・既に特別徴収により仮徴収された金額が、その年度の税額を上回った場合
ただし、特別徴収税額に変更があった場合は、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続となります。
なお、特別徴収されなかった残りの税額については、普通徴収により納付していただくことになります。また、年度途中で公的年金からの特別徴収が中止された場合、年金からの特別徴収は翌年度10月年金支給分から再開されます。

Q6 公的年金が400万円以下の収入しかないため、確定申告をしませんでした。が、昨年と比べて税金が高いのはなぜですか？
A6 公的年金の源泉徴収票に記載されていること以外で控除に追加するものがある場合(生命保険料控除等)、公的年金収入が400万円以下のため確定申告が不要の方であっても、住民税申告をしていただくと、税金が安くなる可能性があります。

Q7 私は65歳で公的年金所得と不動産所得があります。公的年金からの特別徴収が始まりますが、不動産所得に係る税額も含めて公的年金から個人住民税・森林環境税を天引きしてもらえるのですか？
A7 公的年金から天引きできる個人住民税・森林環境税は公的年金所得に係る税額のみのため、不動産所得に係る個人住民税は、引き続き納付書等で納付をお願いします。

Q8 納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収税額よりも、実際に年金から特別徴収されている税額が多いのはなぜですか？
A8 4月、6月、8月に特別徴収されることを仮徴収といい、前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収されます。しかし、仮徴収された合計税額が、所得控除額の増加や所得の減少等の理由から、本年度の公的年金分に係る個人住民税・森林環境税の年税額より、上回ってしまう場合があります。
特別徴収された過納金については、特別徴収された翌月下旬頃に還付(充当)通知書を送付いたします。
(1) 6月までの仮特別徴収税額で年税額を上回る場合
税額が決定する6月に厚生労働大臣等の年金保険者に対して特別徴収の停止の通知を行います。そのため、税額の決定前となる4月、6月は前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収され、8月から特別徴収が停止されます。
(2) 8月の特別徴収税額が前年度分の年税額の1/6の額より少ない場合
仮徴収の金額を年度途中に変更することができないため、4月、6月、8月ともに前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収されます。

8 個人住民税の減免制度

非自発的失業(会社の倒産等)により、個人住民税の全額負担が困難な場合は、申請によって減免を受けられる場合があります。ただし、以下の条件を全て満たし、納期限の7日前までに申請を行う必要があります。

- (1) 申請時において、3か月以上無職の状態が継続している方
- (2) 預貯金が一定額以下
- (3) 前年の合計所得金額が一定額以下

【申請時にご持参いただくもの】

- (1) 個人住民税(市民税・県民税)・森林環境税納税通知書
- (2) 雇用保険受給資格者証

※決定には預貯金照会を行いますので、5か月ほど期間を要します。
決定までに納期限が到来する個人住民税・森林環境税に関しては、納付をお願いします。
※疾病等により3か月以上の就労が困難な場合や災害等の被害に遭った場合も、減免を受けられる可能性があります。詳細は三木市税務課までお尋ねください。
また、森林環境税についても、併せて申請することで免除される場合があります。

9 個人住民税と所得税の所得控除額一覧表

所得控除			個人住民税						所得税														
雑損控除			差引損失額-総所得金額等の合計額×10％＝A 差引金額損失額のうち災害関連支出の金額-5万円＝B A又はBのいずれか多い方の金額 ※差引損失額＝損失金額-保険金等で補てんされる金額						個人住民税に同じ														
医療費控除			・支払った医療費の金額-保険金等で補てんされる金額-(「10万円」と「総所得金額等の合計額×5％」とのいずれか少ない方の金額)※限度額は200万円 ・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択する場合、特定一般用医薬品等購入費1万2千円※限度額8万8千円						個人住民税に同じ														
社会保険料控除			支払った社会保険料の合計額						個人住民税に同じ														
小規模企業共済等掛金控除			小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度等に基づいて、支払った掛金の金額						個人住民税に同じ														
生命保険料控除			次の(1)～(3)についてア又はイで計算した金額の合計額(最高7万円) (1)一般生命保険料 (2)個人年金保険料 (3)介護医療保険料 ア 新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等						次の(1)～(3)についてア又はイで計算した金額の合計額(最高12万円) (1)一般生命保険料 (2)個人年金保険料 (3)介護医療保険料 ア 新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等														
			年間の支払保険料等			控除額			年間の支払保険料等			控除額											
			12,000円以下			支払保険料等の全額			20,000円以下			支払保険料等の全額											
			12,000円超 32,000円以下			支払保険料等×1/2+6,000円			20,000円超 40,000円以下			支払保険料等×1/2+10,000円											
			32,000円超 56,000円以下			支払保険料等×1/4+14,000円			40,000円超 80,000円以下			支払保険料等×1/4+20,000円											
			56,000円超			一律28,000円			80,000円超			一律40,000円											
			イ 旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等						イ 旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等														
			年間の支払保険料等			控除額			年間の支払保険料等			控除額											
			15,000円以下			支払保険料等の全額			25,000円以下			支払保険料等の全額											
			15,000円超 40,000円以下			支払保険料等×1/2+7,500円			25,000円超 50,000円以下			支払保険料等×1/2+12,500円											
			40,000円超 70,000円以下			支払保険料等×1/4+17,500円			50,000円超 100,000円以下			支払保険料等×1/4+25,000円											
			70,000円超			一律35,000円			100,000円超			一律50,000円											
			※介護医療保険料控除は、新制度のみです。 ※新制度と旧制度の両方について控除を受ける場合は、アとイの各々で計算した金額の合計額となります。(上限28,000円)						※介護医療保険料控除は、新制度のみです。 ※新制度と旧制度の両方について控除を受ける場合はアとイの各々で計算した金額の合計額となります。(上限40,000円)														
地震保険料控除			次の算式により計算した(1)と(2)の合計額(最高25,000円) (1) 地震保険契約の支払保険料 ア 50,000円以下の場合……………支払保険料の50％ イ 50,000円を超える場合……………25,000円 (2) 旧長期損害保険契約の支払保険料 ア 5,000円以下の場合……………支払保険料の全額 イ 5,000円を超え15,000円以下の場合…支払保険料×50％+2,500円 ウ 15,000円を超える場合……………10,000円						次の算式により計算した(1)と(2)の合計額(最高50,000円) (1) 地震保険契約の支払保険料 ア 50,000円以下の場合……………支払保険料の全額 イ 50,000円を超える場合……………50,000円 (2) 旧長期損害保険契約の支払保険料 ア 10,000円以下の場合……………支払保険料の全額 イ 10,000円を超え20,000円以下の場合…支払保険料×50％+5,000円 ウ 20,000円を超える場合……………15,000円														
			※旧長期損害保険契約とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等で、保険期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。 ※一つの損害保険契約が(1)と(2)の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。																				
			寄附金控除			4 計算方法 (4)税額控除をご覧ください。						特定の寄附を行った場合 (「特定寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額×40％」とのいずれか少ない方の金額)-2,000円											
			障害者控除 同居特別障害加算 寡婦控除／ひとり親控除 勤労学生控除			本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 26万円(特別障害者 30万円) 23万円加算						本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 27万円(特別障害者 40万円) 35万円加算											
						本人が該当するとき 26万円／30万円						本人が該当するとき 27万円／35万円											
本人が該当するとき 26万円						本人が該当するとき 27万円																	
配偶者控除						配偶者の合計所得金額			個人住民税			所得税											
			納税義務者の合計所得金額						納税義務者の合計所得金額														
			900万円以下			900万円超～950万円以下			950万円超～1,000万円以下			900万円以下			900万円超～950万円以下			950万円超～1,000万円以下					
			48万円以下			控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者				
						33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円						
			・「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の方をいいます。 ・納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、配偶者控除の適用はありません。ただし、「同一生計配偶者」として納税義務者の扶養の人数に含まれます。																				
			配偶者特別控除			配偶者の合計所得金額			個人住民税			所得税											
									納税義務者の合計所得金額						納税義務者の合計所得金額								
						900万円以下			900万円超～950万円以下			950万円超～1,000万円以下			900万円以下			900万円超～950万円以下			950万円超～1,000万円以下		
						48万円超～95万円以下			33万円			22万円			11万円			38万円			26万円		
95万円超～100万円以下						33万円			22万円			11万円			36万円			24万円			12万円		
100万円超～105万円以下						31万円			21万円			11万円			31万円			21万円			11万円		
105万円超～110万円以下						26万円			18万円			9万円			26万円			18万円			9万円		
110万円超～115万円以下						21万円			14万円			7万円			21万円			14万円			7万円		
115万円超～120万円以下						16万円			11万円			6万円			16万円			11万円			6万円		
120万円超～125万円以下						11万円			8万円			4万円			11万円			8万円			4万円		
125万円超～130万円以下			6万円			4万円			2万円			6万円			4万円			2万円					
130万円超～133万円以下			3万円			2万円			1万円			3万円			2万円			1万円					
・納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えた場合、控除を受けることはできません。 ・配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除の対象者となり、配偶者特別控除の適用はありません。																							
扶養控除			一般扶養親族一人につき…33万円 特定扶養親族一人につき…45万円 老人扶養親族一人につき…38万円 同居老親等一人につき……45万円						一般扶養親族一人につき…38万円 特定扶養親族一人につき…63万円 老人扶養親族一人につき…48万円 同居老親等一人につき……58万円														
			・「一般扶養親族」とは、扶養親族のうち16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満(昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ、及び、平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ)の人をいいます。 ・「特定扶養親族」とは、扶養親族のうち19歳以上23歳未満(平成13年1月2日生まれ～平成17年1月1日生まれ)の人をいいます。 ・「老人扶養親族」とは、扶養親族のうち70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の人をいいます。 ・「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち納税義務者やその配偶者の直系尊属で、同居を常況とする人をいいます。 ※16歳未満(平成20年1月2日以降生まれ)の扶養控除は平成24年度から廃止されました。																				
			基礎控除			合計所得金額			個人住民税			所得税											
						2,400万円以下			43万円			48万円											
						2,400万円超～2,450万円以下			29万円			32万円											
2,450万円超～2,500万円以下						15万円			16万円														
2,500万円超			0円			0円																	